

# 伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月1日（木）15：32～15：37

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員 玉城 増生  
知念 雄二  
西江 正  
棚原 貴光  
知念 順司  
大城 進  
大城 貴子  
大城 孝美  
玉城 正芳

3. 議事日程

- 第1 会議録署名委員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 会長選出について
- 第4 会長職務代理者選出について
- 第5 議席の決定について
- 第6 議案第1号 伊江村農地利用最適化推進委員の委嘱について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 大城 篤  
主事 崎濱 秀太

## 令和2年第10回伊江村農業委員会総会議事録

村長 本総会は第17期農業委員によります初めての総会となります。  
会長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席委員の中で、年長の委員が臨時に議長の職務を行うことになっております。最年長者の玉城増生委員を臨時議長とし、議事の進行をお願いします。

臨時議長 只今、紹介された玉城です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞ宜しくお願いします。

只今より、令和2年第10回伊江村農業委員会総会を開会します。  
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 委員総数9名中9名全員参加しております。

議長 只今、事務局から報告のあったとおり、委員総数9名中9名出席しておりますので、会議規則第11条の規定により、本総会は成立することを報告致します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。それでは議事に入ります。

議長 日程の第1「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、議長が指名したいと思います。署名委員に知念順司委員。大城進委員を指名します。

日程の第2「会期の決定の件」を議題と致します。本総会の会期は本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日1日間に決定しました。

日程の第3、「会長選出」を行います。農業委員会等に関する法律第5条第2項に基づき互選により会長の選出を行います。選出の方法については、地方自治法第11条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員 異議なし。

臨時議長 異議なしと認めます。従って選出の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

玉城正芳委員 宜しいでしょうか。前会長であります玉城増生委員に引き続き会長をお願いしたいと思います。推薦致します。

臨時議長 只今、玉城委員からこの様な意見がありますが、皆さんは如何でしょうか。

全委員 異議なし。

臨時議長 はい。只今委員の皆さんの私で良い。という意見を頂きましたので、これで異議なしと認めます。従って会長は私玉城が就くこととなりました。

会長が決定しましたので、日程第4からは、伊江村農業委員会会議規則第9条に基づき私が議長をして議事進行を行います。

議長 日程の第4、「会長職務代理者選出」を議題と致します。自薦、他薦は問いません。推薦したい方がいればどうぞ。

皆さんの意見が無いようなので、今回は私会長が推薦したいと思います。会長職務代理者には引き続き、玉城正芳委員にお願いしたいと思います。皆さんの異議が無ければ、是非お願いしたいので、如何でしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って、伊江村農業委員会会長職務代理は玉城正芳委員に決定しました。

休憩（15：36～15：38）

再開いたします。日程の第5、「議席の決定」を議題とします。本件につきましては、伊江村農業委員会会議規則第8条に「委員の議席は最初の会議において、くじでこれを決める」とありますので、その通りとすることにご異議ありませんか。

局長 事務局よりお願いがあります。これまでの慣例どおり、10番を会長、9番を会長職務代理者とし、4番を除く、1番から8番までのくじ引きとさせて頂きたいのですが宜しいでしょうか。

議長 只今、事務局より提案がございましたが、宜しいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。それではくじに入ります。

只今、くじが終了しました。1番 知念順司委員、2番 棚原貴光委員、3番 知念雄二委員、5番 大城孝美委員、6番 大城貴子委員、7番 大城進委員、8番 西江正委員。となりました。次回総会よりこの並びでの着席をお願い

